

第7回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会【全体会議】

概要

開催日：平成22年12月24日（金）

時間：午後2時～午後3時30分

会場：役場101会議室

参加委員：18名（欠席委員22名）

会議次第：1 開 会

2 挨 拶

3 議 案

1) 別海町自治基本条例策定経過及びスケジュール予定について

2) 別海町自治基本条例に関わる意見について

4 その他

5 閉 会



1 開 会 （委員長）

2 挨 拶 （委員長）

3 議 案

1) 別海町自治基本条例策定経過及びスケジュール予定について

○事務局より

議案に基づき、これまでの別海町自治基本条例の策定経過及び今後のスケジュール予定について説明。本検討委員会等でまとめられた条例の草案により、パブリックコメントを実施し、併せて地域説明会を開催し、それらでお寄せいただいた意見等も考慮し、2月中旬には本委員会より町長への提言書の提出、3月議会への条例案提案の後、4月の条例施行を予定している。

2) 別海町自治基本条例に関わる意見について

○事務局より

前回第6回の別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会で一度全体の条文の検討をして頂いたが、その条文を再度職員プロジェクトチーム、庁内各課担当及び庁内検討会議において検討した。その際寄せられた意見を基に条文の修正があるので、改めて本委員会において検討して頂く。

（以下は検討委員より意見のあった条文について、その内容等を記載してあります。）

(1) 前文について

(事務局案)

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に61km、南北に44kmで面積1,320km²という広大な面積のまちです。

まちは、江戸時代後期から本別海を中心とした海岸線には漁場が設けられ、明治に入ると定住者も徐々に増えていき、その後内陸部に本格的な開拓の鋤が入ることとなりました。

漁業では、秋サケ・ホタテ・ホッカイシマエビなどを中心とした沿岸漁業のほか、昭和54年からホタテ貝漁場造成事業による増養殖事業に着手するなど資源管理型漁業の推進により、水揚げ量は比較的安定し、水産資源の維持増大に努めています。

農業では、火山灰性土壌など厳しい自然条件のもと続けられた畑作は、昭和7年の大冷害により牛馬飼養による主畜農業となり軍馬の需要のなくなった戦後は酪農専業で、根釧パイロットファームの建設事業・新酪農村建設事業・農業構造改善事業による酪農家の大型機械化で規模拡大が進み、現在では生乳生産量が日本一の酪農のまちとなりました。

一方、海岸部では野付半島、野付湾、風蓮湖を有し、渡り鳥の重要飛来地ともなっておりゴマフアザラシ・オジロワシをはじめとする希少種など貴重な動植物の生態系がみられるこの地域は、道立自然公園に指定されており、ラムサール条約登録湿地でもあります。

また、ホッカイシマエビ漁に用いられる打瀬舟は野付湾の風物詩として知られ、「野付半島と打瀬舟」は北海道遺産に登録されています。

このような広大な大地や豊かな海など優れた自然環境の中で暮らし、働き、学ぶわたしたちは、先人が守り育てた歴史や文化、伝統を誇りに、この豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりません。

そのため、町民が生き生きと暮らし、活動できるまちの実現に向け、それぞれの役割と責任を明確にし、地域社会における課題解決の仕組みづくりと協働による住民参画のまちづくりを目指すため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

○検討委員からの意見

- ・ 下から4行目に「別海町民憲章」を表しているが、以前に町民憲章自体を本条例に盛り込む事も検討してはどうかと意見を述べている。その点についてどのような整理なのか？

⇒事務局より：別海町民憲章については、前文若しくは基本理念における解説の形で盛り込みたいと考えている。

- ・ たたき台において盛り込まれていた「90人余りの人が団体で移住」が省かれているが？

⇒事務局より：史実によると、根室へ移住とされているようである。あやふやな表現であれば規定しない方が適切と考える。

●結果

- ・ 本案で良い。

-----次の意見へ-----

(2) 情報共有の基本について (第6条)

(情報共有の基本)

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

○検討委員からの意見

- ・文章の表現として「根源であることを強く認識することを」と「ことを」が短い間に2回続けてある。くどいので別の文章にしてはどうか。
- ・「強く認識する」があるため再度「ことを」使うことになる。その部分は表現から削除してはどうか。



●結果

- ・上記の意見により下記のとおり修正。

(情報共有の基本)

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを~~強く認識することを~~基本とします。

----- 次の意見へ -----

(3) 町民の役割及び責務について (第19条)

(事務局案)

(町民の役割と**及び**責務)

し、将来にわたって誰もが暮らしやすい環境の

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、~~きずなを深め世代を越えた~~まちづくりに努めます。

- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供しよう努めます。
- 3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

職業や世代を越えて

- 4 町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進しよう努めます。
- 5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

庁内意見等

○第4項に追加された、「職業や世代を越えて」の文言で、「職業」について、「職業についていない人」はどうなのか？「職業とすると狭まってしまう感じがする」「確かに世代や性別だとかはだまかに特定されないが、職業とすると特定される」ので、「職業」を入れない方が良い感じがする。「世代を越えて」だけで、通じるのではないか。

○検討委員からの意見

- ・当初、職業ではなく性別を考えていた。世代だけではないという意味で職業を加えた経緯である。
- ・いろいろな分野の人々を表現するのが職業という言葉にしている。職業に就いている、いないを意味するものではない。
- ・条文を見る人の感覚にもよる。
- ・表現を突き詰めてどのような職業を規定しているのかと聞かれることもありえる。世代を越えてのみでも意味は伝わる。

●結果

- ・本案で良い。

----- 次の意見へ -----

（４）地域活動団体の役割について（第２１条）

（事務局案）

（地域活動団体の役割）

地域に根ざして形成された組織・団体

第２１条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、~~地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をい~~います。

地域

２ 地域活動団体は、~~地域社会の一員として、~~それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

庁内意見等

○第２項に追加された、「地域特性」の文言で、「地域」については、ここでは、（地域活動団体）のことを謳っているので、あえて「地域」としばらない方が良いのではないか。「地域特性」としてしまうと、範囲が狭まる気がする。

○検討委員からの意見

- ・「地域」を削除してしまうと、活動団体の特性を活かす内容となり本来の意味が変わってくる。ここで規定している内容は、広い別海町においては、それぞれの地域の特性を活かして活動しましょうといった内容と考える。
- ・この規定についての方向性を間違えないようにすべきである。
- ・第１項において既に「地域に根ざして」としている。表現上第２項に「地域」がなくても良いのではないか。意味は理解できる。
- ・「地域の特性」を規定することが重要である。文章は変わらないかもしれないが、趣旨が変わってしまうのが問題である。



- ・団体としての活動を規定するのであれば「地域」は削除しても良い。
- ・地域に根ざした団体は、地域特性に基づいて活動している。それぞれの団体の特性も大事だが、地域の特性を強調するのが重要である。
- ・この条例は、当たり前のことでもあえて規定しているものが多い。この条文も、「地域」を入れる意味と、入れない意味を検討し規定している。
- ・第35条 総合計画の条文中にも「地域の特性」という表現がある。合わせたほうが良いのでは。

●結果

- ・第2項における「地域」は本条の趣旨を規定するうえで必要である。よって「地域」は盛り込む事とし、下記のとおり修正。また、第35条と語句を合わせるため、「それぞれ地域の特性」へ併せて修正。

(地域活動団体の役割)

地域に根ざして形成された組織・団体

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、~~地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をい~~います。

2 地域活動団体は、~~地域社会の一員として、~~^{地域の}それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

----- 次の意見へ -----

(5) 執行機関の職員の役割及び責務について (第34条)

(事務局案)

(執行機関の職員の役割~~と~~及び責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として、~~常に~~町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及
本条例において定められた

び制度を遵守し、~~公正で誠実に職務を遂行しなければならない。~~します。 ~~します。~~

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努め~~なければならない。~~

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、~~職務を遂行しなければならない。~~します。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行~~しなければならない。~~します。

○検討委員からの意見

- ・「全体の奉仕者」の意味がよく理解できないのではないかと。ボランティアを連想する。地方公務員法からの引用は理解できるが、町民にわかりやすい表現が良いのではないかと。
- ・「全体の奉仕者」という語句の意味を別に説明することも必要ではないかと。
- ・地方自治法を引用して規定するのであれば、「全体の奉仕者」の後に「としての意識を持ち」としてもだいぶんわかりやすくなる。
- ・職員はボランティアであるといった捉え方をされないような表現にすべき。

●結果

- ・上記の意見により下記のとおり修正。

(執行機関の職員の役割と及び責務)

本条例において定められた

第34条 職員は、~~全体の事住者として、~~常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及

び制度を遵守し、~~公正で誠実に職務を遂行しなければならない。~~します。ます。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努め~~なければならない。~~

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、~~職務を遂行しなければならない。~~します。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行~~しなければならない。~~します。

4 その他

○委員長より

- ・今回の委員会において出された意見を条例案へ反映し地域説明会やパブリックコメントを行っていく。そこで出された意見について、また委員会で協議していく。
- ・次回検討委員会は、2月上旬に開催予定。

5 閉 会 (委員長)